

議第120号から議第125号まで

指定管理者の指定について（子ども若者はぐくみ局関係）

指定管理者を次のように指定する。

令和5年11月27日提出

京都市長 門川大 作

議案番号	公の施設の名称	指定管理者	指定期間
120	京都市北白川児童館	京都市右京区嵯峨大覚寺門前六道町12番地 社会福祉法人健光園	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
121	京都市修学院児童館	京都市左京区一乗寺燈籠本町26番地 京都市修学院児童館運営委員会	令和6年4月1日から令和10年3月31日まで
122	京都市勸修児童館	京都市山科区西野山中臣町29番地の36 京都市勸修児童館運営委員会	同 上
123	京都市七条第三児童館	京都市南区東九条東山王町27番地 公益社団法人京都市児童館学童連盟	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
124	京都市桂徳児童館	京都市西京区榎原角田町1番地の42 社会福祉法人積慶園	同 上
125	京都市子ども保健医療相談・事故防止センター	東京都港区芝大門一丁目1番3号 日本赤十字社	令和6年4月1日から令和10年3月31日まで

提案理由

京都市北白川児童館ほか5施設の管理を行わせるため、指定管理者を指定する必要があるので提案する。